



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

- P.2
法人等との対話の開催について
- P.3
令和8年熊本地震に対応した公益法人の
運営等に関するお知らせ
- P.4
新規認定法人のご紹介
- P.6
公益認定申請・法人運営等、公益信託に
係る相談について

公益認定等委員会だより

法人等との対話の開催について

公益認定等委員会では、公益法人による民間公益活動の活性化を図る上で、公益法人に対する支援（寄附等）を呼び込むための活動を審査・監督と並ぶ重要な取組の柱として位置付け、関係者との「対話」を重視しております。

こうした活動の一環として、7月31日に令和8年度第1回「法人等との対話」を開催しましたので、その様子の一部をお伝えします。

○出席者

<参加者>

深尾 昌峰 龍谷大学 副学長/政策学部教授

宝楽 陸寛 公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団 代表理事

<公益認定等委員会>

清水 新一郎 委員長

湯浅 信好 委員長代理

生野 考司 委員

石津 寿恵 委員

黒田 かをり 委員

原田 大樹 委員



○テーマ

寄附の促進等を通じた民間公益活動の活性化

- 地域住民に地域の課題を「我が事」として認識してもらうための効果的な手法について
- カフェのフリーペーパーに公益信託や遺贈寄附の情報を自然に組み込むなど、「暮らしの中に寄附が当たり前にある」情報発信を意識している。
- さりげなく寄附を日常に埋め込み、気になる循環をつくるのが鍵ではないか。



- 地域金融機関との連携と地域金融機関の再編について

- 全国8つの信用金庫と「ソーシャル企業認証制度」を始めた。これは、地域の公益を支える企業を可視化するものであり、地域の公益に資金を流す仕組みを目指すもの。
- コミュニティ財団・寄附・自治体が三位一体となって地域の持続性を高める仕組み作りに取り組んでいる。

- 寄附の促進に当たっては、お二人のようなリーダーの存在は非常に大きく、目的を語り楽しく参加できる場をつくるのが重要なキーワードになるのではないかと。

ご参加いただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

詳細は、「公益法人information」に掲載していますので、どうぞご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/3pnb8leyf1.html>

令和8年熊本地震に対応した公益法人の運営等に関するお知らせ

I. 免責義務について

令和8年熊本地震（以下「本地震」という。）が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。）に基づく行政上の手続の特例措置を適用する「特定非常災害」に指定されました。

特別措置法が適用されることにより、認定法及び整備法上の義務についても、本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかった場合であっても、令和8年11月27日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなります。

II. 緊急事態への支援活動等の対応

本地震の発生に際し、被災者支援や復旧復興のための活動（以下「支援活動等」という。）を実施又は検討されている公益法人に対して、必要な手続きの説明をしております。

公益法人informationにも掲載されておりますので、ご確認ください。

(<https://www.koeki-info.go.jp/mailmagazine/dnk481xknn.html>)

I 免責義務について

猶予期間（令和8年11月27日まで）の対象となる事項

1. 認定法関係

- (1) 事業計画書等の作成・備置（第21条第1項）
- (2) 事業報告等の作成・備置（第21条第2項）
- (3) 事業計画書等の行政庁への提出（第22条第1項）
- (4) 事業報告等の行政庁への提出（第22条第1項）
- (5) 解散の届出（第26条第1項）

2. 整備法関係（主な事項）

- (1) 合併の届出（第126条第1項）
- (2) 計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出（第127条第3項）
- (3) 公益目的支出計画実施報告書の作成・備置（第127条第5項）



II 緊急事態への支援活動等の対応

1. 既に公益目的事業に支援活動等が含まれている公益法人が本地震に関する支援活動等を行おうとする場合
→ 変更認定の申請又は変更届出（以下「変更認定等」という。）は不要です。

（これまで特定の地域の支援活動等のみを実施している法人で、本地震に関する地域で事業を行う場合）

- 公益目的事業の対象範囲の拡大に当たり、この場合、当該支援活動等は、変更認定は不要ですが、変更届出をしてください。なお、事業内容、事業の成果等については事業報告に記載をお願いします。

2. 現時点では公益目的事業に支援活動等が含まれていない公益法人の場合

（支援活動等が短期間、費用相当以上の対価収入を得ない場合）

- 本地震に対する支援活動として、従来公益目的事業として認定を受けていない事業を新たに実施する場合には、変更認定は不要ですが、変更届出をしてください。なお、事業内容、事業の成果等については事業報告に記載をお願いします。

（支援活動を契機に恒常的に事業を実施する場合、又は費用相当以上の対価収入が見込まれる場合）

- 変更認定をしてください。なお、行政庁では、当該申請があった場合には、標準処理期間にかかわらず可能な限り優先的かつ迅速に審査いたします。また、上記の趣旨を踏まえ、本地震に関連する支援活動等については、変更認定前に事業に着手して差し支えありません。なお、事業内容、事業の成果等については、事業報告に記載をお願いします。

3. 移行法人の支援活動について

- 整備法における公益目的支出計画の変更の認可の申請及び変更の届出についても、上記1及び2と同様の取扱いといたします。

新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益法人の活動内容についてご紹介します。

公益財団法人東文化芸術財団(令和8年2月25日認定)

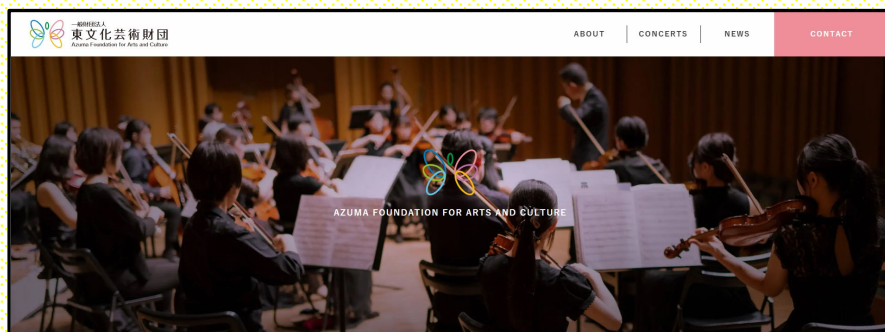
【事業目的(定款内容)】

音楽文化の振興を図るため、クラシックコンサートを開催し、もって文化的で豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

【主な事業(令和8年4月現在)】

- (1) クラシックコンサートの開催
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※日本全国で実施します。



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://azumarts.jp/>

公益財団法人TN中村記念財団(令和8年3月11日認定)

【事業目的(定款内容)】

交通事故、自動車事故その他の事故、天災その他の不可抗力その他これらに類する事由に起因して経済基盤を失った学生生徒に対し、学費の援助、支援の活動を行う法人への助成事業、ならびに交通事故の防止及び被害軽減に寄与する事業を行う法人への助成事業を通じ、向学への道を開き、もって社会有用の人材を育成・輩出することを目的とする。

【主な事業(令和8年4月現在)】

○助成事業

保護者や家庭に貧困や養育困難な事情のある児童及び学生等の若者(25歳以下の者)の支援を目的とした、教育、就業、自立支援の事業を行う非営利の法人が実施する事業への助成を行っております。

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://tnnakamurafoundation.com/>



公益財団法人谷スポーツ振興財団(令和8年3月13日認定)

【事業目的(定款内容)】

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な体育・スポーツ系学部在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

【主な事業(令和8年3月現在)】

- (1) 体育・スポーツ系学部在籍する大学生に向けた奨学金の給付
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://tani-sport-foundation.org/>

公益財団法人穴見加代財団(令和8年4月1日認定)

【事業目的(定款内容)】

食料及び水の安定供給の確保を図るため、農業の振興並びに水資源の開発及び保全に資する事業を行い、もって農業の持続的な発展と水資源の永続性の維持に寄与することを目的とする。

【主な事業(令和8年4月現在)】

- (1) 農業の振興のための新規就農者への助成及び支援
- (2) 農業の振興に関する研修会等の開催及び人材育成
- (3) 農業の振興に関し特に功績ある者の表彰
- (4) 農業の振興に関する体験活動等の開催
- (5) 農業の振興に関する調査研究
- (6) 農業の振興に関する事業を実施している個人又は団体への助成



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://anamikayo.or.jp/>

公益認定申請・法人運営等、公益信託に係る相談について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）並びに公益信託制度についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営、公益信託に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請及び公益信託に着手されようとする一般社団法人及び一般財団法人等を対象に窓口相談を実施しています。

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営、公益信託制度に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9527

平日 9時～12時

13時～17時30分

（12時～13時は対応していません。）

■ 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による無料の相談会を開催いたします。

令和8年9月・10月の開催状況は下記のとおりです。※相談時間：50分《要事前申込》

- ・ 9月29日（火）第6回相談会 オンライン方式
- ・ 10月21日（水）第7回相談会 オンライン方式
- ・ 10月30日（金）第8回相談会 対面方式 東京開催

詳細は、公益法人informationホーム→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」→「相談会」

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>について

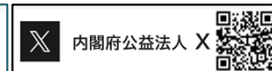
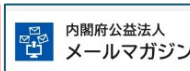


各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。



是非、YouTubeご覧ください。



各種SNS・メールマガジンで、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555